土木・建設業、上下水道、通信回線工事業者のみな様方へ

島根県公安委員会告示により、資格を有する交通誘導警備員の配置基準道路の改正(三路線の一部を新設)について

次の道路では、交通誘導警備業務1級又は2級の資格者を配置しなければなりません。 (新設区間~平成24年9月28日告示、平成25年4月1日施行)

NO	配置すべき道路	区間	備考
1	高速道路	島根県内全区間	現行規定継続
2	自動車専用道路	同 上(松江市内「だんだん道路」も該当)	同上
3	国道 9 号	同 上	同 上
4	国道 54 号	同 上	同上
5	国道191号	同 上	同上
6	国道431号	同 上	同上
7	松江市内の 国道485号の全区間	松江市内の全区間 (松江市内付属中学校前交差点から東進、七類 入口交差点を七類港方面へ左折北進し、七類 港の端末の区間(途中大部分国道431号線 と重複))	<u>平成25年4月1日</u> <u>から施行</u>
8	主要地方道松江島根線 (県道21号)の一部	松江市西津田 1 丁目360番15地先から同 市菅田町166番地先まで (松江市内国道9号線西津田交差点から北 進、付属中学校前交差点まで)	同 上
9	主要地方道松江鹿島美保関線 (県道37号)の一部	松江市袖師町3番地先から同市鹿島町恵曇5 09番1地先まで (松江市内国道9号線袖師交差点から北進、 しんじ湖大橋から松江城山大手前駐車場前 を東進し、二つ目の信号交差点を商工中金松 江支店通りへ左折北進、堀川沿いに北堀橋を 渡り、塩見縄手通りへ左折西進、黒田町交差 点を右折北進し、鹿島町恵雲港海岸通り手前 の区間)	同上

(配置例)





